

令和7年度情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

第1回個人情報保護部会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月1日（金）午後3時から
- 2 会 場 市役所本館3階 対策室1
- 3 出席者
 - ① 委 員 上村都部会長、内山晶委員、佐々木桐子委員、益田高成委員、渡辺美弥子委員
 - ② 事務局 総務課 岩渕課長、工藤市政情報室長、吉川主幹、大倉主事
 - ③ 説明者 介護保険課 佐藤課長、児島主幹、笹崎副主査
- 4 議 題 「新潟市介護保険に関する事務」に係る特定個人情報評価書の点検について
- 5 議事概要

事務局 ただいまから、令和7年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第1回個人情報保護部会を開催する。本日はお忙しい中ご出席いただき、感謝する。

本日は部会員5名全員の委員から出席をいただいている。定数の半数以上の出席となっており、審議会規則の規定により、本日の部会が成立していることを報告する。

（資料確認）

総務課長の岩渕よりご挨拶申し上げます。

総務課長 （挨拶）

事務局 本日の議題については、次第及び新潟市長からの照会文書にあるとおり、新潟市介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書を点検の上ご意見をいただくものである。

以後の進行について、部会長に願います。

上村部会長 ただいまから議事に入りたいと思う。次第2、新潟市介護保険に関する事務に係る特定個人情報評価書の点検について、説明者は準備をお願いします。

（説明者準備）

新潟市介護保険課から説明をお願いします。

介護保険課 介護保険課長の佐藤である。今回、新潟市介護保険に関する事務に係る特定個人情報評価書（全項目評価書）についてご説明する。お手元に配付している特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）に沿って説明させていただく。

1番、特定個人情報保護評価の再実施に至る経緯である。新潟市介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）については、平成28年7月に実施した第三者点検後、直近では、介護保険システムの入れ替えに伴い、令和2年11月に第三者点検を実施している。今回、介護保険システムの標準化に伴い、特定個人情報ファイルに対する重要な変更が生じるため、特定個人情報保護評価指針に基づく点検の再実施を行う。再実施する評価書については、令和7年6月16日から7月16日までパブリックコメントを実施した。その結果を踏まえ、今回、第三者点検を依頼する。

以上が、再実施に至る経緯となる。

次に、介護保険システムの標準化とは、また特定個人情報ファイルに対する重要な変更項目は何かについて説明する。介護保険システムの標準化についてだが、資料1、自治体情報システムの標準化・共通化を用いて説明する。この資料は、総務省が作成している自治体システムの標準化についての概要を一枚にまとめた資料になる。これまでの取組み、現状だが、自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きく、情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない。あるいは住民サービスを向上させる最適な取組みを迅速に全国へ普及させることが難しいなどといった課題が、各地方自治体のそれぞれの業務システムで発生している。

このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務について標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立した。これによって、各地方自治体の各業務システムは、国が策定する標準化基準に適合した情報システムに移行することが必須となった。標準化対象事務については、※に記載のある20の業務が対象となっており、この中に私どもの介護保険業務も含まれているため、今回、現行の介護保険システムから標準化に適合したシステムに移行を実施するものである。

次に、標準化に対する国が掲げている目標や成果イメージだが、標準化・共通化の取組みにより、人的、財政的な負担軽減を図り、自治体職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務に注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築することを目標に掲げている。また、原則令和7年度までに標準化システムへの円滑かつ安全な移行を目指すと記載されているが、新潟市の介護保険システムは国との協議の結果、令和7年度までの移行がベンダーのリソース不足等により困難と認められたことから、令和8年度末の移行を目指している。

次に、特定個人情報ファイルに対する重要な変更についてである。次に、特定個人情報保護評価の実施時期と記載のある資料をご覧いただきたい。この資料は、国が作成した特定個人情報保護評価指針の解説の資料を抜粋したもので、この表に記載されている項目に変更があった場合、特定個人情報保護評価を再実施すると定義されている。今回は、標準化システムへの移行に伴い、四角で囲んだ番号14番、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無と、17番、特定個人情報の保管場所に変更があるため、特定個人情報保護評価を再実施する。

ここまでの経緯に関する説明となる。ここからは評価書の内容の説明に入るため、担当者より説明する。

介護保険課 評価書の内容の説明ということで、介護保険課の笹崎から評価書の内容を説明させていただきます。資料は、特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）の1ページに戻り、2番の基本情報からになる。2番、基本情報の1、対象となる事務については、先回の第三者点検時から変更はないが、（3）事務の概要に記載のある介護保険に関する代表的な事務をいくつかご紹介させていただく。まず、二つ目の点だが、市民税情報や生活保護受給の有無、減免等の情報により、年間の介護保険料を算出し賦課するといった介護保険料を賦課する事務がある。四つ目の点になるが、被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認

定を行うという、要介護の申請受付から認定を決定するまでの事務がある。五つ目の点だが、被保険者からの申請により高額介護サービス費等の支給を行うといった介護サービスに関する事務があり、このような事務を日々介護保険システムを使用しながら行っている。

次に、2、取り扱う特定個人情報ファイルだが、介護保険情報ファイルを取り扱っており、事務を実施する上でのメリットとしては、保険料の公平、公正な賦課と、適正な給付により、被保険者の利便性向上が期待できる。例として、一つ目の点に記載しているが、他市町村からの転入者の場合、転入前の市町村より特定個人情報を活用し、データで認定情報を把握することで被保険者の転入前の認定情報を的確かつ効率的に把握することができる。

次に、3、前回実施時からの主な変更点についてだが、大きく三つ変更点がある。一つ目の変更点については、システム構成とシステム間のデータ連携である。こちらの説明資料は資料1で説明した次の資料であり、右上に資料2「現行」と記載ある資料と、その次の資料「次期」と記載のあるA3カラー資料2枚を用いて説明する。

「現行」と記載のある資料は、現行システムのシステム連携図で、「次期」と記載のある資料は、次期システムのシステム連携図になっている。まず、「現行」だが、真ん中に大きな黒四角で囲んだ部分の介護保険事務（基幹系ネットワーク）と記載がある部分に関して、ここが介護保険システムになる。今回、このシステムを入れ替えるが、システム構成に大きな変更はない。システム構成の変更点に関しては、右上部分にグレーで網掛けしている箇所になる。「現行」では、黒四角で囲んだ部分が介護保険事務（情報系ネットワーク）となっており、特定個人情報を取り扱わないシステムとなっている。介護保険システムの標準化に伴い、介護保険事務（情報系ネットワーク）もシステム刷新する必要があるが、こちらが介護保険事業所システムというシステムに入れ替えを行い、次期システムでも特定個人情報を取り扱わないシステムとしてシステムを構築する。また、機能として、現行では結果通知・証交付という機能が介護保険事務（情報系ネットワーク）にあったが、次期の介護保険事務（基幹系ネットワーク）、介護保険システムの標準化のほうに機能が移る。これがシステム構成の変更点になる。

次に、システム間のデータ連携の変更点だが、現行では各システムとの連携の大部分に関しては、黄色の星マークで記載した共通基盤という庁内の基盤環境を経由してデータ連携を行っていたが、次期システムでは、二つのデータ連携方法に分かれる。一つ目は、黄色の星マークで記載したオブジェクトストレージという機能を経由したデータ連携機能になる。二つ目は、オレンジの記号で記載した庁内データ連携システムを新たに構築して、そのシステムを経由したデータ連携方法になる。こちらがシステム間のデータ連携についての変更点になる。

続いて、二つ目の変更点についてだが、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の新規追加になる。今ほど説明したA3カラーの資料の次の資料になるが、右上に「委託事項【次期】」と記載のある資料を用いて説明する。標準化システムへの移行に伴い、要介護認定事務に関する市が行う業務量が今回増える見込みのため、新規に介護認定事務センターという、要介護認定に関する業務を行う事務センターを新設する予定である。その事務センターでは、要介護認定申請書等の特定個人情報が記載されている書類の保管を新たに委託するため、新規に委託事項と

して追加している。ただし、⑥委託先名に記載のあるとおり、委託業者に関しては現時点で未決定であり、今後プロポーザルにて決定予定である。委託内容や特定個人情報の取扱いについては、委託先によって変更はない。

次に、三つ目の変更点についてだが、特定個人情報の保管場所の変更になる。今ほど説明した次の資料、右上に「保管場所【現行】」と記載のある資料と、次の資料「保管場所【次期】」と記載のある資料を用いて説明する。まず、現行についてだが、「保管場所【現行】」の資料①保管場所の四角で囲んだ部分の一つ目の点に記載しているとおり、現行システムはデータセンターに設置したサーバー内にデータを保管している。また、③消去方法に関しては、システム委託業者に依頼し、ディスク交換やハード更新の際には保存された情報が読み出しできないよう、完全にデータ消去することとしている。次期システムになると、「保管場所【次期】」の資料①保管場所の下四角で囲んだ部分に記載しているが、データ保管場所はガバメントクラウドという、行政や自治体のみが利用できる政府共通のクラウド環境にデータを保管することになる。セキュリティ対策についてはガバメントクラウドを扱う事業者が実施することになるが、ISMAP、ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018等のセキュリティに関する制度や認証を受けている事業者が実施するため、高いセキュリティを確保することができる。

また、③消去方法に関しては、ガバメントクラウド上のデータは事業者がアクセスできないよう、アクセス制御されているため、地方公共団体からの操作でデータ削除を行う。また、ハードディスクやSSDなどの記憶装置を交換する際は、データの復元がされないよう事業者によって確実にデータを消去することとしている。

ここまでの説明が、前回実施時からの主な変更点三つになる。

続いて、資料は特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）の2ページ目に戻る。2ページ目の3、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の説明になる。1、特定個人情報の入手に係るリスクと対策（措置）だが、代表的な対策として、一つ目の内容で、個人カードまたは通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止するという対策を実施している。

次に、2、特定個人情報の使用に係るリスクと対策（措置）だが、代表的な対策としては一つ目の内容になり、特定個人情報のアクセス記録はシステムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として記録している。

次に、3、特定個人情報の提供・移転に係るリスクと対策（措置）だが、代表的な対策としては一つ目の内容で、特定個人情報の提供・移転時には情報照会、情報提供、どの端末で、どの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったかの記録をデータベースに逐一保存している。

次に、4、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスクと対策（措置）だが、代表的な対策としては二つ目の内容で、中間サーバーの職員認証、権限管理機能ではログイン時の職員認証のほかにログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みとしている。

最後に、5、特定個人情報の保管・消去に係るリスクと対策（措置）についてだが、特定個

個人情報の保管場所がデータセンターに保管するサーバーからガバメントクラウドに移行するため対策内容を変更しており、二つ目、三つ目の点が変わった箇所になる。内容としては、まず二つ目になるが、ガバメントクラウドについては政府情報システムからのセキュリティ制度のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等はクラウド事業者が保有、保管する環境に構築し、認可された者だけがアクセスできるよう、適切な入退室管理策を行っている。三つ目の内容になるが、クラウド事業者はガバメントクラウドに対しウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。

ここまでの説明が特定個人情報保護評価書の概要説明である。

続いて、前回いただいた意見に対する今回の見直し点について説明させていただく。資料は、右上に「資料3」と記載のある資料をご覧いただきたい。こちらが前回、第三者点検時に意見いただいた内容である。まず1番、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」のうち、「②保管期間」の「定められていない」との記載はやむを得ないと考え、個人情報保護の観点から、データの保管期間に定めがないことは好ましい状態ではないため、個人情報の記録、項目ごとに保管期間を定めることができないか検討を重ねていくことが望ましいと考える、についてだが、今回、記載内容を変更している。右上に「意見1」と記載のある次の資料に記載内容が書いてある。四角で囲った部分が修正箇所になるが、データ保管期間は前回同様、定められていない。その妥当性の記載内容を変更しており、国が定めた標準準拠システムの仕様書では、一部のデータ削除機能は機能として実装されるが、大部分のデータ削除機能はない。また、介護保険法ほか法令ではデータ保管期間の定めはないため、データ保管期間は定められないとしている。ただし、保管する必要がなくなった特定個人情報については、介護保険システムの運用支援委託先に依頼し、速やかに消去することとしている。

続いて、資料3に戻り、2番目の意見の内容だが、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「7. 特定個人情報の保管・消去」のうち、「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の「消去手順」の「手順の内容」について、「電子媒体は、保存期限到達後に職員の手動により消去する」とあるが、手動による削除では誤削除のおそれがあるため、誤削除を防ぐための対策があるのであれば、そのことについて記載することが望ましいと考える、についてだが、右上に「意見2」と記載のある資料に記載内容が書いてある。資料の四角で囲った部分が修正箇所になる。現行システムでは、データのバックアップを実施するため、電子媒体を使用していたが、次期システムになると、電子媒体を使用してデータのバックアップは行わなくなるため、電子媒体の記載は削除している。

資料3に戻り、3番目の意見、再委託については、実施機関から、業務の遂行状況を見極めつつ可能な限り再委託を減らす方向で受託者と協議を行う所存であるとの説明があったが、当審議会においても、今後、再委託を行う際には、業務内容ごとに再委託が妥当かどうか検討していくことが望ましいと考える、だが、こちらに関し「意見3」と記載のある資料を用いて修正内容を説明する。この資料は現行と次期で再委託の有無を表にまとめた資料になる。現行では「再委託有」が二つあるが、一つは、再委託する可能性が今後あるため、「再委託有」と記載しており、現在、再委託は実施していない。よって、現行では再委託は一つ実施している。次

に次期だが、「再委託有」は二つになるが、どちらも再委託する可能性が今後あるため、「再委託有」と記載しており、現時点では再委託はどちらも行わない想定である。よって、今後は再委託はゼロになる。

以上が、前回いただいた意見に対する今回の見直し点についての説明になり、こちらからの説明は終わりになる。ご審議のほど、よろしくお願いします。

上村部会長 ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見などはいかがか。

内山委員 質問を二つさせていただく。一つ目が、右上に「意見1」とある資料。今ご説明いただき、保管期間の妥当性の欄に、保管する必要がなくなった特定個人情報については、委託先に依頼し速やかに消去しているといった記載があるのだが、典型的な、保管する必要がなくなった特定個人情報はどのようなものなのかとか、速やかに消去するというと、例えば年に何回と定めて定期的に消去依頼をかけているのかとか、その辺の実務の運用をもう少し教えていただければと思う。

介護保険課 まず、保管する必要がなくなった特定個人情報がどのようなものかという質問に対してなのだが、死亡した人、かつ新潟市の公文書管理条例に基づいた保管期限を過ぎた情報がそれにあたる情報と考えている。また、速やかにデータを消去していることとしているが、どれくらいの頻度でといった質問に対してだが、現状になるが、データを削除していることは実務上、してはいない。実務を実施する上でデータを削除することは問題ないのだが、業務データを一括で簡単に削除するという機能がなく、システム運用の委託会社にデータの削除を依頼することでできるのだが、システム内のデータは多数のテーブルで保存しており、単純なデータ削除ができないもので、データ削除に関しては、現在は実施していない。削除がどうしても必要になった場合は、運用委託会社に依頼しデータ削除をすることができるので、そのような運用方法にしている。

内山委員 もう一つなのだが、見当違いのことを言ったら申し訳ないのだが、次期システムはデータ連携の仕方が黄色い星印の現行のものだけではなく、オレンジ色のものもできると。どちらかという、庁内データ連携だけではなく、オブジェクトストレージ経由のデータ連携の流れができるようになるのかと思うのだが、オレンジのものと黄色のものの仕分けというか、違う理由というか、なぜ2種類になっているのかが分からないので、教えていただきたい。

介護保険課 この二つに分けた理由として、冒頭、佐藤から説明があった標準化の対象業務が20業務あり、その20業務とのデータ連携に関してはオブジェクトストレージ経由のデータ連携ができ、標準化の20業務はすべてガバメントクラウド上にデータが載る関係上、オブジェクトストレージでのデータ連携が可能となる。ただ、その20業務以外、標準化システムと標準化をしないシステムとのデータ連携に関しては、オブジェクトストレージ経由のデータ連携ができないので、庁内データ連携システムを経由してのデータ連携になる。

佐々木委員 確認なのだが、先ほどの「特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）」の2ページの、「3. 前回実施時からの主な変更点」の中の表現なのだが、「システムの入替えに伴い」というのが1番目の丸と3番目の丸に記載されている。「入れ替え」という表現でいいのかどうかということなのだが、今回は「標準化に伴い」ということだと思う。「入れ替え」は、お

そらく前回令和2年のことだったと思うので、この表現は「標準化」。結局、標準化することで入れ替えは発生するのだと思うが、1ページの説明からすると、ここは「標準化」にしたほうがいいと思う。

介護保険課 標準化に対応するイコール入れ替えなのだが、「標準化に伴い」という表現が正しいかと思う。

益田委員 システムにあまり詳しくないということもあり、些末な点であったり、的外れなことがあったら恐縮だが、細かいところでいくつか質問をしたいところがある。例えば3ページ目だが、システムがアクセスログを記録しているとあるが、アクセスログの記録される期間というのはだいたいどれくらいの期間になるのか。

介護保険課 現行のシステムに関しては、5年アクセスログを保存しているのだが、次期システムのアクセスログの保存期間に関しては、今後、システムベンダーとシステムの運用保守の契約を締結する際に詳細な期間が決定することになっており、現段階で、どれくらいといったところは決まっていない状態である。

益田委員 例えばこれが現行の5年よりも短くなる可能性もあり得ると。

介護保険課 あり得ると思うが、アクセスログを調査する、何か変な閲覧とかしないかという調査をする関係上、最低1年は持つておかなければいけないのではないかと思っている。

益田委員 先ほどお答えになった点と関連するところではあるが、4番目の、接続に係るリスクと対応のところ、中間サーバーの認証機能等について、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるとあるが、こういった記録については、どの程度の頻度でチェックが行われるのか。あるいはこういった機関がそれをチェックされるのかをご教示いただければと思う。

介護保険課 これに関しては、年に数回、市の情報システムを管理しているところがそうしたアクセスログを確認して、変な接続等をしないかという確認をしていると把握している。

益田委員 例えばの話だが、短期間の間に大量のアクセス、通常の状態とは異質なアクセスがあったような場合についてアラートが発生したり、そういった機関の方が確認をするといったことは体制としてあると。

介護保険課 そうだ。

益田委員 そういったチェックを担当される機関というものもあるということか。

介護保険課 そうだ。介護保険システムに関しても、アクセスログのデータ提供をお願いされたときに提供しチェックしてもらっている形になっている。

益田委員 承知した。

その他で言えば、資料の「保管場所【次期】」だが、ガバメントクラウドにおける措置のところで、確実にデータを消去するといった記述がある。現行の保管場所に関しては、データについては物理的破壊または専用ソフト等を利用してと具体的に書かれているのだが、ここは単に確実にデータを消去するということで、こういったやり方で確実なデータの消去がなされるのか気がなったのだが、いかがか。

介護保険課 クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001とい

った制度に従って、確実にデータを消去するといった記載をしているが、確実なデータ削除に関しては現行と同じような形で、物理的破壊または専用ソフトを用いたデータ削除になるのではないかと思っている。

益田委員 同じような形で、ハードディスクを壊すなどの形で消去を図るということか。

介護保険課 そうだ。これはガバメントクラウド事業者が行うところで、市として行うものではないのだが、そういった形でデータ削除されるものだとは認識している。

益田委員 確実性については、認証を受けているから大丈夫であろうと。
承知した。

渡辺委員 毎回思うのだが、すごく細かいところまで決められていて、現場で作業している方も全部こういったことが分かっているのか。

介護保険課 そうだ。年に1回、セキュリティの研修等や、こういった資料を作成する際に改めて、今の介護保険で扱っているシステムがどういうセキュリティ対策をしているかといったところを勉強しながら把握しているような形になっている。

渡辺委員 いつも、細かいところまできちんと決められていて、すごいと思って見ている。今回の津波警報や災害などがあった場合に、保存されていたもので、例えば新潟市で災害に遭って、なくなったときはほかのところにもきちんと保存されているのか。

介護保険課 そうだ。現行のシステムに関しては、新潟市だけではなく、ほかの市にもデータをバックアップしているような運用になっているため、新潟市で災害が起きてもほかの市でバックアップされており、そこからデータを戻す作業ができる形になっている。

上村部会長 資料3の前の審議会の意見を受けての修正の部分になるが、意見の二つ目の問題だが、消去手順について、手動による削除では誤削除のおそれがあるため、対策を講じる必要があるという指摘であったかと思う。意見2の対応策を見ていると、公文書管理条例に基づいた廃棄を行うということで、手動に対する対策になっているのかどうかというのが、表面上見れないのではという気もするが、そのあたりはもう少し加筆したほうがいいのではないか。

介護保険課 手動により消去するという内容が電子媒体についての消去の話となっており、次期システムになると、電子媒体、この電子媒体というのがデータのバックアップをするために用いている電子媒体であり、データのバックアップは次期システムになると、電子媒体を用いないバックアップ方法になるので、電子媒体の記載は削除している。手動により消去するというのが電子媒体にかかってくるところなので、書類の紙のところの手動削除といったところの記載の加筆ではないのではないかと。

上村部会長 電子媒体というのはバックアップのみのことになるのか。

介護保険課 そうだ。前回、説明をしたときには、バックアップのことを意味して記載させていただいていた。

上村部会長 そうすると、前回の審議会が指摘されたのも、バックアップの消去の話か。

介護保険課 こちらはそういった認識でした。

上村部会長 これをバックアップという趣旨で使っているという、その趣旨は理解するが、やはり日本語をそのまま素直に読んだ場合、そのままのデータがあると読めるので、そうすると、

個人情報である以上、必要がなくなった場合の削除の方法についてはしっかり徹底して削除する必要があるということで、手動による削除は避けたほうがという意見があったのではないかとこの気がするけれども。前回の意見は直しようがないのだが。少しもやもやとしている。意見2で書いてある申請書等というのはバックアップのことか。

介護保険課 いえ。これに関しては紙であり、前回の意見2に書いてある電子媒体はというところは。

上村部会長 バックアップと。

介護保険課 そうだ。電子媒体を用いたデータのバックアップのことを指している。

上村部会長 意見2の対応が、実は対応としては少しずれがあるということになるか。

介護保険課 そうだ。電子媒体自体を使わないという形になっているので、「電子媒体」という記載自体は削除しているというのが修正内容というか、なくなっているということ。

上村部会長 新しいシステムに更新することに伴って、システム上、そのようなバックアップが行われなくなるため、手動による削除の必要性もなくなるということか。

介護保険課 そうだ。

上村部会長 もう1点、前回の審議会の指摘の3のところだが、事業内容ごとに再委託が妥当かどうか検討していくべきであるとの意見についてだが、これに対する対策としての意見3だが、原則として、再委託は行わないということで、ひとまず対応ができているという説明の趣旨であったかと思うが、原則として再委託は行わないというのがルール化されているか何か、これを担保するものはあるか。

介護保険課 委託先と契約する際に、再委託する場合は再委託する申請書を出すといった契約の取り決めをしているので、申請書が出ていない以上、再委託はされていないということで担保しているような形である。

上村部会長 事実として再委託はしていなかったということか。

介護保険課 現行のところでは、そうである。

上村部会長 私はこの前の審議会にいたわけではないので分からないが、この3の趣旨というのは、同じ会社に再度委託をしてよいかどうかについて、もう少し中身を吟味して、あるいはほかの会社が入る余地があるのであれば、それも含めて広く検討したほうがよいといった趣旨なのかという気がしていた。必ずしも再委託が悪いわけではないのだが、ただ、原則として再委託は行わないというやり方をとるということであれば、やはりそれをルール化されているか何かがあるのかということと同った次第である。

内山委員 再委託は、同じところに再度委託するのではなく、委託先が孫請けのようによそに出すことを、このときは指していたと思う。無断で孫請けに投げるようなことがないようにということを市のほうで一筆取られているので、そこは担保しているという趣旨で、このときは検討したような記憶がある。

上村部会長 なるほど、そういうことか。とすれば、再委託するやむをえない事情があるかどうかということを検討して、それを認めるかどうかについては検討していくということになるだろうか。

介護保険課 そうだ。孫請けに関しては、今ほど説明があったが、再委託する際は委託先から申請書を出してもらってという運用にしているの、そこで守られているのかなと思っている。契約書の中に、再委託する際は、市にこういったものを提出しなければいけないという契約になっているので、再委託するときは必ずこちらにそういった話があって、こういうところと再委託したいのだという説明もあるということである。

上村部会長 なるほど。申請書を提出させて、それを審議する、吟味することで再委託の妥当性を検討する、そういうやり方になっているということか。失礼した。ありがとうございました。ほかにかが。何かご質問等はあるか。

益田委員 1点よろしいだろうか。全項目評価書を読んでいて少し気になるポイントが一つあったので、そちら、本筋とは逸れるかも知れないが、質問させていただきたい。30ページから32ページ、入手した特定個人情報が不正確であるリスクとか、データ入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスクであったり、いろいろと情報に関するリスクについて書かれているかと思う。気になったのが、リスク4のところ、入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスクのところ、電磁記録媒体の使用に関することが記載されているかと思う。また、32ページにも電磁記録媒体について使用する際のことが書かれているかと思う。やや書きぶりが違うというか、文章が異なるわけだが、具体的な運用の方法とかで何か違うことがあるのかというか、なぜ異なっているのかというのが少し気になったのがまず1点目。

2点目が、30ページの「電磁記録媒体を極力用いないこととし」とあるが、極力というのは、裏返せば、場合によっては用いることもあると。場合によっては用いられることもあるというのは、どういったケースでは電磁記録媒体を用いることになるのかということが気になったところである。

前者の質問については、恐らく書きぶりは違うのだが、多分、内容としては同じことを書かれているのかなとも思いつつ、ただ、表現が少し違うので、異なる表現をとられている理由があるのかどうかというのが気になったところである。

介護保険課 最初の質問に関しては、書きぶりが違うといったところは、特段理由はないもので、同じデータ、電磁記録媒体を取り使う、内容に関しては、30ページに記載があるような形で、記録媒体を使用する場合は、鍵付きの保管スペースから取り出して業務時間外での使用制限はしている。また、事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去して、もとにあった保管スペースへ返却するといった運用を取らせていただいている。

益田委員 より詳細な記述というのが、この30ページのほうであるという理解でよろしいか。

介護保険課 そうである。

益田委員 承知した。

介護保険課 電磁記録媒体を極力用いないこととし、ということで、極力用いない、用いるときがあるのかといった業務になるが、用いることがあり、このデータ連携の概要版のA3の次期の資料を見ていただきたいのだが。こちらの左下、⑬、⑭、⑮ということで、伝送通信ソフトを用いたところでのデータ連携がある。こちらに関しては、黄色の星マークとオレンジの記号でのデータ連携を行っておらず、これが何のデータ連携でやっているかという、介護保険の

システムからデータをUSB、電磁記録媒体に入れて、そのUSBを伝送通信ソフトといったソフトが入っている端末に接続して、そこからデータを連携しているというやり方があり、そういった業務で電磁記録媒体を使用している。

益田委員 承知した。USBを使用するということが、例えば、USBを使用される方の記録は残るものなのか。

介護保険課 USBの利用申請書といったものを課内で管理しており、そこでだれがいつ使ったか、どの業務で使ったかという履歴は残している。

益田委員 承知した。かなり厳重な体制を取られているようで、安心したというとあれだが、承知した。

内山委員 今の質問に関連してなのだが、国保連合会との情報連携に関しては、次期システムでもUSBメモリなどを使うということだが、これは標準化されているシステムだと思うのだが、全国どこの自治体も割とそういう連携の仕方をしているということか。

介護保険課 そうである。ここに関しては、データ連携が国の仕様書には定められているものがないので、他自治体もこういうやり取りになっているのではないかと思うが、確実なことは言えないところではある。

益田委員 一つ簡単な質問だが。全項目評価書40ページのところで、評価書の記載内容どおりの運用ができているかどうかを新潟市で年に一度担当部署において自己点検が実施されているということだが、これまでに自己点検の結果あまりよくなかったことが明らかになったとか、そういうことがあったりはしたのだろうか。問題は恐らくないのだと思うが。

介護保険課 こちらに関しては、特段問題がない、現状、問題は起きていない。

内山委員 パブコメは何かご意見は出たのか。

介護保険課 出ていない。

上村部会長 保管場所についてお尋ねするが、ガバメントクラウドの事業者には、アクセスが制御されているということだが、これは具体的にはどのようにアクセス制御しているのか。

介護保険課 そこに関しては、ガバメントクラウドの国が出している資料を確認したのだが、具体的な対策まではこちらでも把握しておらず、アクセスできないようになっているという記載だけをもとにこちらに記載しているような形になっている。

上村部会長 基本的には、政府で対策を講じる予定ということだろうか。

介護保険課 そうだ。ガバメントクラウドの規則、規定に沿った中での記載になっているので。

益田委員 そこと関連して。よく文章が読み解けなかった部分が、全項目評価書の28ページだが、保管期間のところで、「保管する必要がなくなった特定個人情報については、介護保険システムの運用支援委託先に依頼し、速やかに消去していることとしている」とあるのだが、一方、消去方法で「ガバメントクラウド（介護保険システム）における措置」を見ると、ガバメントクラウドのクラウド事業者には特定個人情報を消去することはないとあるのだが、これは結局、消去はどの主体が行うことになるのだろうかというのが文書から読み取れなかったのだが。

介護保険課 ガバメントクラウドの事業者はクラウドの事業者になっていて、介護保険システムを運用の委託先にしている事業者とはまた別の、クラウドの事業者は外資系の事業者が一般的

なのだが、そういった事業者が対象になっており、そのクラウド事業者ではデータ削除をしていない。データ削除に関しては、新潟市が介護保険システムのシステム構築を依頼して、また、運用支援を委託する先があるのだが、そちらに依頼してデータ削除している。なので、地方公共団体がデータを削除しているという認識になる。

益田委員 なるほど。海外のクラウド事業者は特定個人情報を消去することはないが、日本国内の運用支援委託先は自治体を通して消去がなされるという理解か。

介護保険課 そうである。

益田委員 承知した。文章上の問題だが、特定個人情報については「速やかに消去していることとしている」というのは、日本語的にどうなのだろうか。

介護保険課 おっしゃるとおりである。最初に質問いただいたところで説明させているが、確かに、少しこの文章は修正が必要な箇所、日本語としておかしいかなと、今、私も見て思った。

益田委員 そうかなと、私も思っている。

上村部会長 一番最初の質問に関連するが、一括消去というのが難しいとおっしゃっていたと思うのである。これは実際の消去の手続きというか、仕組みというか、これは何か定められているのか。

介護保険課 いえ。そこに今、定めはなく、運用支援委託先にこういったデータを削除してほしいという依頼をした中で、その運用支援委託先が調査して、こういったやり方で削除しますよという話になるかと思う。

上村部会長 消去は委託先に依頼することになると思うが、先ほど、条例の保管義務などにも照らして、消去する、実施するか何かとおっしゃっていたような気もするのだが、実際のところ、必要がなくなった場合というのはどう判断していて、それをどのように委託先に通知していくのかというのは、もう少し明確にしてもいいのかなとは少し思った次第である。

介護保険課 検討させていただく。

上村部会長 願います。

佐々木委員 全項目評価書の8ページに別添1というのがあって、大きくしたのが10ページなのだが、これと、先ほど説明に使われていた(資料2の)次期というのが、これは一致していないか。グレーの部分が。

介護保険課 右上のグレーのところか。

そちらの概要の説明書に関しては、分かりやすくグレーアウトしたものになっているので。

佐々木委員 認定機能のところは、情報系に含まれるような説明があったような気がしたのだが、それだと離れない見え方になるが、大丈夫だろうか。

介護保険課 どこになるだろうか。もう一度よろしいか。

佐々木委員 全項目評価書の10ページを見ると、認定機能のところは、9ページの説明の内容によると③の中に認定業務の特定個人情報を扱う業務は基幹系で行って、特定個人情報を扱わない業務は情報系で業務を行うというように文章としてあるのだが、10ページの絵では、これが多分、再現できていないと思うのである。むしろ、後ろにあった次期の図のほうがそれを。

介護保険課 次期が今回になる。

右上は情報系のシステムなので、特定個人情報扱わないことにして、真ん中の横四角で黒くなっているところが基幹系で、それが次期の介護保険システムである。その中で特定個人情報を扱うということで、右上の情報系のところは扱わないので、これが含まれていなくても。

内山委員 問題はないということか。

介護保険課 そうである。

内山委員 ③の認定業務のうち、基幹系に入っているものは特定個人情報が含まれていて、右側の情報系は業者の情報とかなので、情報系でそのまま使うという理解でよろしいか。

佐々木委員 枠組みは、グレーの部分はいらないという。

介護保険課 入らなくて大丈夫である。

上村部会長 皆様からいくつかご意見をお出しいただいたが、基本的にはご質問に関するものであったかと思うが、そういうまとめでよろしいか。特に次回に向けての大きな検討、廃棄のところはもう少し検討していただいたほうがいいかなという気がするが、意見として付すところまでのものではないかなと思うが、そういうまとめでよろしいか。

ありがとうございました。それでは、市長あてに提出するような意見はなしということで、今回はひとまず意見なしという形にさせていただく。ただ、いろいろご質問出たかと思うので、引き続きご検討いただければと思う。まだ国の制度がどうなるかも少しよく分からない状況もあるので、なかなか詰められないところもあろうかと思うが、国のガバメントクラウドがはっきりした段階で、具体についてもう少し詰めていただければと思う。

それでは、特に意見なしということにさせていただく。

新潟市長に提出する意見書の記述については、私に一任いただくことでよろしいか。

(全委員首肯)

上村部会長 ありがとうございます。それでは、私のほうで文言整理の上、意見書を仕上げさせていただき、新潟市長に提出することとする。

以上で、議題について終了となる。委員の皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、事務局へお返しする。

事務局 部会長、大変ありがとうございました。では、以上をもって、本日の個人情報保護部会を閉会する。